

第2期
洞爺湖町まちづくり総合計画
実施計画
(上期)

平成29年度～平成33年度

1. 事業計画
2. 中期財政計画
3. 行財政改革運営方針

平成29年度版

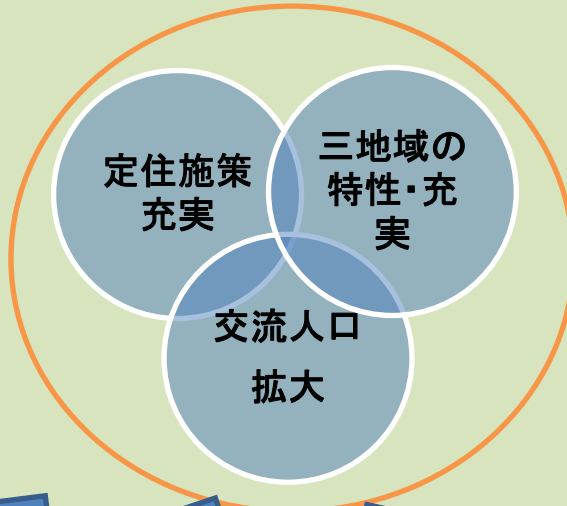
洞 爺 湖 町

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の全体構成

将来像

湖海と火山と緑の大地が結びあい
元気をつくる交流のまち

目指す姿



将来像実現にむけた
施策の方向性
(将来像に直結)

体系別に具体化した方向性

定住を促す
住みよい環境の
まちづくり

誇れる
地域特性を
活かした
まちづくり

競争力のある
地域に根ざした
元気産業の
まちづくり

心豊かに
子どもを育む
まちづくり

やさしさ
あふれる
健康福祉の
まちづくり

人が
輝きと賑わいを
生み出す
まちづくり

主要事業
実施事業

主要事業
実施事業

主要事業
実施事業

主要事業
実施事業

主要事業
実施事業

主要事業
実施事業

【1. 事業計画】

目指す姿実現のための具体的な取組み

【2. 中期財政計画】

実際に取り組むうえでの
財政的な裏付け

【3. 行財政改革運営方針】

- ①これまでの取組成果の持続
- ②行財政効果の向上(質の向上)
- ③将来をみすえた課題解決の推進

取り組むうえでの
行動指針

基本構想

基本計画

実施計画

目次

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画 実施計画（上期）の概要

- 1 実施計画策定の目的
- 2 実施計画の期間
- 3 実施計画の構成
- 4 実施計画の対象事業（主要事業）
- 5 事業計画と予算について

1. 事業計画

- 1 定住を促す住みよい環境のまちづくり
- 2 誇れる地域特性を活かしたまちづくり
- 3 競争力のある地域に根ざした元気産業のまちづくり
- 4 心豊かに子どもを育むまちづくり
- 5 やさしさあふれる健康福祉のまちづくり
- 6 人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり

2. 中期財政計画

- 1 計画の目的と位置づけ
- 2 計画の期間と会計単位
- 3 計画の検証
- 4 安定的な財政運営に向けた要因分析
- 5 計画目標と財政収支見通し
 - (1)計画目標
 - ①予算規模の縮小
 - ②基金残高の維持
 - ③地方債残高の減少
 - (2)財政収支見通し
- 6 財政収支見通し

3. 行財政改革運営方針

- 1 策定の趣旨
- 2 行財政改革運営方針の構成
- 3 計画期間における課題
- 4 行財政改革運営方針の基本的取組
 - ①町民本位の行政運営
 - ②健全な財政運営
 - ③効果的な行政運営
 - ④時代に即した組織と人材育成
- 5 推進項目
 - ①これまでの取組効果の持続
 - ア)中長期的な視点に立った財政運営の継続
 - イ)事務経費の節減
 - ウ)財源の確保
 - エ)職員の能力、組織力の向上
 - オ)開かれた町政の推進
 - ②行財政効果の向上
 - ア)事務事業評価の定期的な実施
 - イ)事務改善の推進
 - ウ)効果的な財源活用の推進
 - ③将来を見据えた課題解決の推進
 - ア)公共施設の適正配置と効果的な活用
 - イ)行政事務量のスリム化
 - ウ)効果と負担のバランスのとれた事業の実施

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画実施計画（上期）の概要

1 実施計画策定の目的

実施計画は、基本構想に定められた基本理念の実現を目指し、基本計画に掲げられた施策展開の方向性に沿って、具体的な事業の内容を財政的な裏付けをもって5カ年の計画として取りまとめるもので、計画期間における町政運営の指針となるものです。

計画の策定にあたっては、基本構想・基本計画を踏まえ、各年度予算との整合を図りながら、施策体系別・年度別に事業内容、事業費等を計上しています。

2 実施計画の期間

実施計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢、財政事情等の変化を見ながら、1年を経過するごとに検討を加え、見直しを行います。

3 実施計画の構成

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画実施計画（上期）は「事業計画」、「中期財政計画」、「行財政改革運営方針」をもって構成します。

(1) 事業計画

目指す姿実現に向けて実施する事業について、体系別に実施年度、事業費、財源等を掲載しています。

(2) 中期財政計画

事業計画を実施するうえでの財政的な裏付けとともに、今後の町財政の見通しを示しています。

(3) 行財政改革運営方針

事業計画を実施するうえでの行動指針を示しています。

4 実施計画の対象事業

総合計画の基本計画との関係を明確にしながら、より効果的に基本計画を具体化するため、次のとおり事業を掲載しています。主要事業については、進行管理を行うとともに、主要事業への項目の追加や見直しを行います。

施 策：基本計画の施策の体系を施策としています。

目 的 別 区 分：目的別区分は、施策を目的別に細分化したものです。

実施事業・取組：基本計画の基本方向・主要施策を踏まえ実施するものです。

主 要 事 業：主要事業は、実施事業・取組のうち、計画的に実施するもの、基本理念や施策の大綱に直結するものなど、重点的・政策的に実施する事業を対象事業としています。

5 事業計画と予算について

事業計画と年度別事業費は、中期財政計画の投資的経費と整合性を図り、予算編成時にはこの実施計画に基づき予算編成を進めますが、各種財源の変更などが生じることがあり、計画した事業が予算編成の段階で変更になる場合があります。

したがって、事業計画に掲載している事業費は必ずしも予算化されるものではなく、その時々状況に応じて編成し、議会の議決を受けることによって確定していきます。